

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法案要綱

第一 目的

この法律は、我が国森林が気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書第三条の規定に基づく約束の履行に果たす役割の重要性にかんがみ、平成二十四年度までの間における森林の間伐等の実施を促進するため、農林水産大臣が策定する基本指針等について定めるとともに、市町村が作成する特定間伐等促進計画に基づく間伐等に関する特別の措置を講じ、もって森林の適正な整備に寄与することを目的とする。

(第一条関係)

第二 基本指針

一 農林水産大臣は、森林法第四条第一項の規定によりたてられた全国森林計画に適合して、森林の間伐又は造林で平成二十四年度までの間に行われるもの（以下「特定間伐等」という。）の実施の促進に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならないものとする。

二 基本指針においては、特定間伐等の実施の促進の意義及び目標に関する事項、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の設定に関する基本的な事項、当該区域において実施すべき特定間伐

等に関する基本的な事項等を定めるものとする。

(第二条関係)

第三 基本方針

一 都道府県知事は、基本指針に即するとともに、森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画に適合して、当該都道府県の区域内における特定間伐等の実施の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めることができるものとする。

二 基本方針においては、特定間伐等の実施の促進の目標、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準、第四の一の特定間伐等促進計画の作成に関する事項等を定めるものとする。

(第三条関係)

第四 特定間伐等促進計画

一 市町村は、基本方針に即するとともに、森林法第十条の五第一項の規定によりたてられた市町村森林整備計画に適合して、当該市町村の区域内における特定間伐等の実施の促進に関する計画（以下「特定間伐等促進計画」という。）を作成することができるものとする。

二 特定間伐等促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(一) 特定間伐等促進計画の区域

(二) 特定間伐等促進計画の目標

(三) (一)の区域において実施する特定間伐等に係る事項

イ 間伐を実施する森林についての所在場所別の間伐主体、間伐時期、間伐面積、間伐樹種、間伐林齢、間伐立木材積及び間伐方法その他間伐に関する事項

ロ 造林する森林についての所在場所別の造林主体、造林時期、造林面積、造林樹種及び造林方法その他造林に関する事項

ハ イの間伐又はロの造林を実施するために必要な作業路網その他の施設の設置に関する事項

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、特定間伐等の実施の促進に関する事項

三 特定間伐等促進計画に市町村以外の者が実施する特定間伐等に係る事項を記載しようとする市町村は、当該事項について、あらかじめ、当該市町村以外の者の同意を得なければならないものとする。

四 市町村以外の者であつて特定間伐等を実施しようとするものは、市町村に対し、当該特定間伐等に係る事項をその内容に含む特定間伐等促進計画の案の作成についての提案をすることが出来るものとする。

こと。

(第四条関係)

第五 交付金の交付等

一 特定間伐等促進計画を作成した市町村は、交付金を充てて当該特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等（第四の二の(三)のハの施設の設置を含む。第六の一及び第八の一において同じ。）の実施（市町村以外の方が実施する特定間伐等に要する費用の一部の負担を含む。）をしようとするときは、当該特定間伐等促進計画を農林水産大臣に提出しなければならないものとし、国は、市町村に対し、特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、交付金を交付することが出来るものとする。

二 交付金を充てて行う事業に要する費用については、森林法その他の法令の規定に基づく国の負担又は補助は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

(第五条関係)

第六 地方債の特例等

一 地方公共団体が、特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等を実施し、又は当該特定間伐等で総務省令で定める者が実施するものに関する助成を行おうとする場合において、当該実施又は助成に要する経費

のうち総務省令で定めるものであつて地方財政法第五条各号に規定する経費に該当しないものは、同条第五号に規定する経費とみなすものとする。

二 地方公共団体が特定間伐等促進計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(第六条関係)

第七 伐採の届出の特例

特定間伐等の実施主体として特定間伐等促進計画に定められた者が当該特定間伐等促進計画に従つて行う立木の伐採については、森林法第十条の八第一項本文の規定は適用しないものとする。

(第七条関係)

第八 国等の援助等

一 国及び地方公共団体は、特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等の実施主体に対し、当該特定間伐等の確実かつ効果的な実施に関し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならないものとする。

二 農林水産大臣、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び実施主体は、特定間伐等促進計画の円滑な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

（第八条関係）

第九 附則

この法律は、公布の日から施行するものとする。

（附則関係）